

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件
平成27年(行ウ)第1号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件
平成28年(行ウ)第2号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件
原 告 原告番号1の1 ほか
被 告 国 ほか8名

第9準備書面

平成30年3月12日

福島地方裁判所第一民事部 御中

被告国指定代理人

瀧谷正樹

筒井督雄

吉野弘子

小野寺貞夫

松田朋子

齋藤功

村山弘史

泉利夫

若月久幸

井上一朗

- 野崎佳之
酒井直仁
大西英司
湯浅翔
新藤弘章
高橋正史
小川哲兵
武田龍夫
田中博史
矢野諭
前田后穂
森川久範
内山則之
中野浩
世良田鎮
豊島広史
谷川泰淳
高城潤
河田裕介
浅海凪音

白 津 宗 規	
吉 永 航	
杉 原 裕 子	
山 崎 亮	
高 野 菊 雄	
伊 藤 弘 幸	
山 瀬 大 悟	
森 本 卓 也	
水 越 貴 紀	
宇田川 徹	
和 田 啓 之	
林 直 紀	
三 谷 卓 也	
八 田 和 瞳	
高 橋 裕 子	
秦 佑 輔	
久 保 真 理	

第1 はじめに

原告らは、平成29年10月18日の本件第12回口頭弁論期日において、「外国籍を有する原告は、原告番号2の3(フィリピン共和国籍)のみである。」と陳述し(同期日の口頭弁論調書)，外国籍を有する原告及び当該原告の国籍を明らかにした。

しかしながら、国賠法6条の相互保証の存在について主張立証責任を負うのは原告らであるところ、本件において、上記の外国人原告につき国賠法6条所定の相互保証の要件が充足されているとの主張立証はされていないから、当該原告の請求は、棄却されるべきである。

以下、被告国は、国賠法6条の趣旨(後記第2)及び相互保証の要件を充足することの主張立証責任は原告らにあること(後記第3)について述べた上で、本件においてはそもそも相互保証の要件が主張立証されていないし(後記第4)，かえって、フィリピン共和国については、同国の法制度において相互保証の規定が存するとはいえないこと(後記第5)を主張する。

なお、略語等については、従前の例による。

第2 国賠法6条の趣旨について

- 1 国賠法6条は、「この法律は、外国人が被害者である場合には、相互の保証があるときに限り、これを適用する。」と規定しており、相互保証主義を採用している。
- 2 国賠法6条の立法趣旨は、我が国の国民に保護を与えない国の国民に我が国が積極的に保護を与える必要はないという衡平の観念に基づくものである(昭和22年7月28日第1回国会衆議院司法委員会議録第6号87ページ、西埜章・国家賠償法コンメンタール〔第2版〕1210, 1211ページ、古崎慶長・国家賠償法の理論235ページ)。

そして、学説上も、我が国の国民が外国から受けた被害についてその外国に

賠償請求できないのに、我が国が進んでその外国に属する者に賠償責任を負う必要はなく、また、そうしたとしても、今日の国際情勢上直ちに国際主義の精神に反するほど不合理とはいえないから、その限りにおいて、被害を受けた外国人の国家賠償請求権を制限する結果が生じたとしても、合理的な制約であつて、それをもって違憲とはいえないとするのが通説である（古崎慶長・国家賠償法254ページ、西埜章・国家賠償法コンメンタール〔第2版〕1211ないし1213ページ）。

なお、立法担当者（奥野健一政府委員）は、国賠法6条の憲法適合性について、昭和22年7月28日の第1回国会衆議院司法委員会において、「國家賠償の責任を認められておる國の外國人に對して初めてわが國でもそれに救濟を與える、いわゆる相互主義で適當であるのではないか。こちらも進んでその國では日本人が救濟を得られないのにもかかわらず、こちらが進んで救濟を與えるというほどの國際主義を貫く必要もないのではないか、憲法ではすべてということになつておりますが、これは法律の定むるところによつて、そのくらいの制限を加えても憲法違反ではないという考え方からこの條文をつくつたのであります。」（第1回国会衆議院司法委員会議録第6号87ページ）と述べ、相互保証主義を採用しても憲法に反しない旨述べている。

第3 相互保証の要件を充足していることの主張立証責任は、外国人原告らにあること

1 外国人が、国賠法に基づく救済を受けようとする場合は、当該外国人原告が、その本国法に相互保証の規定があることについて、主張立証責任を負うと解すべきである。

この点については、「外国人が、国家賠償法一条・二条によって、日本の国又は公共団体に対し、損害賠償請求をするには、同法六条による相互保証のあることを、主張立証しなければならない（原告にとって、自国の法制を明らか

にすることは、そう困難ではない)。相互保証のあることが、損害賠償請求権発生の要件であるからである。」(古崎慶長・国家賠償法256ページ)とか、国賠法6条の規定は、「権利根拠規定と解する見解が相当である。そうすると、被害者である外国人(原告)が相互保証のあることにつき、主張・立証責任を負うことになる」(鈴木康之「相互保証」裁判実務大系18・84ページ)と解されている。また、東京地裁昭和47年6月26日判決(判例タイムズ285号266ページ)も、「国家賠償法六条は、外国人に対して相互保証の存することを条件として同法上の請求権を与えたもの、すなわち同条は外国人にとつて同法上の権利根拠規定と解するのが相当であるから、右相互保証が存する旨の主張自体が請求原因を構成する」(傍点は被告国)と判示しているところである。

- 2 以上のように、「外国人が被害者の場合、その外国人が国籍を有する外国でも、法律の明文上、又はこれに代る条約、協定、あるいは解釈、判例によって、わが国の国家賠償法と同一か、又はそれより厳重でない要件のもとに、日本人の被害者に対し、賠償責任を負うこと」を主張立証すること(古崎慶長・国家賠償法255ページ参照)が必要であるというべきである。この結論は、証拠等との距離、具体的には、当該外国人は領事館等を通じて当該外国の法に接することが可能であるという実質的な見地から見ても、妥当ということができる。
- 3 以上の理は本件についても同様であって、外国人原告の被告国に対する国賠法に基づく請求を肯定するには、当該原告において、同法1条1項所定の要件に加えて、仮に日本人の被害者が原告らと同様の請求原因事実に基づく請求を行った場合に、当該国籍国の法制度によって、当該国籍国が、我が国の国家賠償法と同一か又はそれより厳重でない要件のもとに、日本人の被害者に対して賠償責任を負うことについても主張立証しなければならないというべきである。

第4 本件においては、そもそも相互保証の要件についての主張立証がされていな

いこと

上記第3のとおり、被告国に対し国賠法に基づく損害賠償を請求する外国人原告は、当該原告の本国法において相互保証のあることを請求原因事実として主張立証しなければならないと解すべきである。

しかるに、本件の外国人原告(原告番号2の3)は、相互保証の要件を充足していることについて具体的な主張立証を全くしておらず、規制権限不行使という行政側に一定の裁量が認められる場合における不作為の違法性が問題となつてている本件訴訟の特徴を踏まえた主張もしていない。

更に言えば、原告番号2の3は、フィリピン共和国における本国法の有無についてすら指摘しておらず、本国法において規制権限不行使が国家賠償の対象とされているか否かについても何ら明らかにしていない。

このように、原告番号2の3については、そもそも請求原因事実の主張がないというほかなく、主張自体失当である。

第5 フィリピン共和国の法制度において相互保証の規定が存するとはいえないこと

フィリピン共和国では、我が国の国賠法に対応する特別な法律は存在せず、国に対しても民法が適用されることになるが、「国及び地方自治体(州、市及びmunicipalityをいう。以下同じ。)についてはいわゆる主権免責が適用される」(乙E第2号証の3の1)ことから、「国家に対して訴訟が行われるためには、國家が訴えられることを許可する同意がなければならず、それは特別法又は一般法によって明示される。」「その原則は、国家に対する訴訟のみを禁止するよう見られるが、公務員が職務行為で履行した行動に対して、その職員に対して訴状手続きをとることにも、この原則は適用される。」とされている(乙E第2号証の3の2の1、2)。ただし、フィリピン共和国においても、国は、

その特別機関^{*1}が公的な権能を行使する際に、過失又は怠慢があつて、作為又は不作為で他人に損害を生じさせた場合には、その責任を負うとされている(乙E第2号証の3の3の1、2)。なお、被告国が平成29年にフィリピン共和国から得た回答も上記と同様であり、従前と変更がないことが確認されている(乙E第2号証の3の4)。なお、同号証では、「特別機関」は「特別エージェント」と表記されている。)。

このように、フィリピン共和国では、主権免責が採用されており、原則として、国や政府の同意なく、国に対して訴訟を提起することはできないが、特別機関(特別エージェント)の作為又は不作為に限っては、例外的に、国や政府の同意なく、国に対して訴訟を提起できるとされている。しかしながら、本訴においては、フィリピン共和国において、原子力発電所に対する規制権限の不行使が「特別機関の不作為」に当たるのかどうかについて何ら立証されておらず、仮に、日本人が、同国において、本件における原告らの主張と同様の請求原因事実をもって同国政府に対して損害賠償請求を行った場合に、同国政府ないし同国が、その同意の有無にかかわらず、その賠償責任を負うことになるか否かは、全く明らかにされていない。

したがつて、フィリピン共和国において、相互保証があるとはいえない。

第6　まとめ

以上のとおり、国賠法6条の要件については、外国人原告において、本国法に相互保証があることを具体的な法令等を摘示して主張し、それを立証する責任があると解すべきところ、原告番号2の3について、そのような主張立証が

*1 特別機関とは、何らかの法令を遂行するための明確な命令あるいは使命によって、正当に法的権限を与えられた機関であり、告訴を生じさせる、何らかの明確な目的に責任を有する機関のこととされる(乙E第2号証の3の3の1、2)。

されているとはいえない。かえって、フィリピン共和国については、被告国が行った照会によって得られた同国からの回答に照らせば、同国の法制度において相互保証があるか否かは明らかではないといわなければならない。

したがつて、原告番号2の3の請求は、棄却されるべきである。

以上